

(別紙1)

平成19年度保育所運営費の改正について(案)

(18年度予算額) (19年度予算案)
298,246百万円 → 312,710百万円

(1) 入所児童の受入れの拡大

待機児童の解消を目指し、民間保育所の受入れ児童数の増を図る。

受入れ児童数の増(民間分) 110.7万人 → 115.2万人

(2) 基本分保育単価関係

ア 社会保険料事業主負担金

雇用保険料等の改定に伴う引き下げ

イ 地域手当

人事院規則による支給割合の改正に伴う改正

(3) 加算単価関係

ア 事務職員雇上費加算

特別保育等実施保育所の

週4日目分は定員規模制限なし →

特別保育等実施保育所の

週4日目分及び週5日目分

週5日目分は定員46人以上

定員規模制限なし【10月実施】

〈1施設年額〉

一般保育所(週3日目まで)

829,920円

特別保育等実施保育所(週4日目+週5日目分) 553,280円

イ 主任保育士の専任加算

〈1施設年額〉 2,958,784円 → 2,954,701円

ウ 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律等による支給地域、支給額等の改正に伴う改正

エ 除雪費

入所児童1人当たり

1,530円 →

5,650円

オ 降灰除去費

1 施設年額

139,330円 → 139,020円

(4) 保育所徴収金(保育料)基準額表(案)について

平成19年度保育所徴収金(保育料)基準額表は、定率減税縮減に伴い所得階層に移動が生じないように各所得階層区分の所得税額を次のとおり改正する。

<平成19年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金(保育料)基準額表(案)>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	72,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	72,000円以上 180,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	180,000円以上 459,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
	459,000円以上		

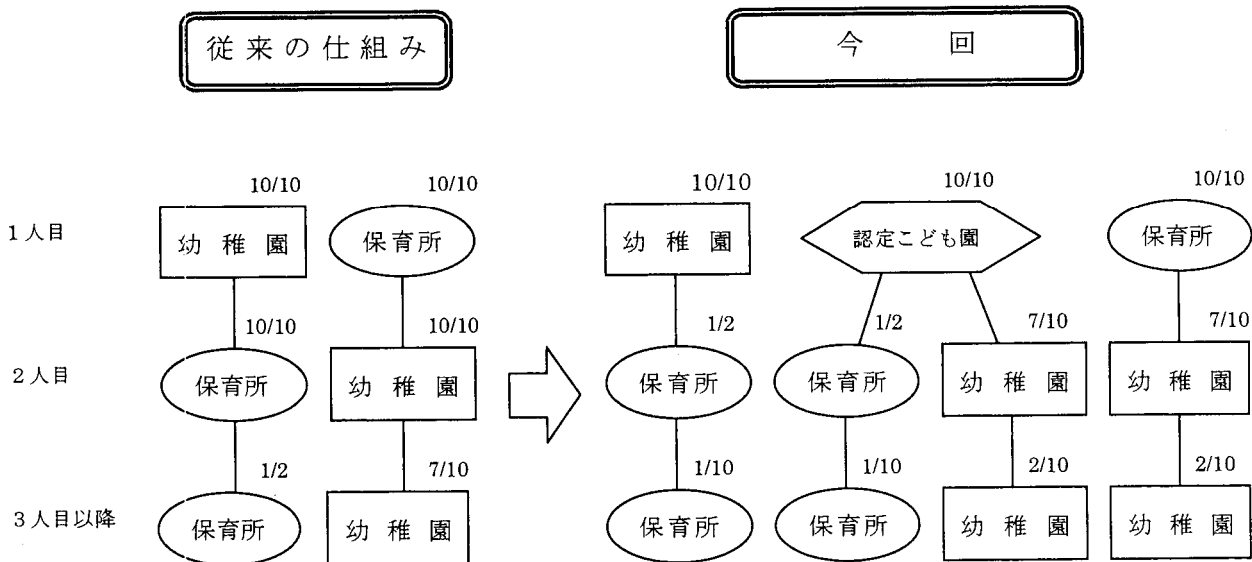
(5) 保育料の多子軽減の拡大について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村との精算基準である「保育所徴収金(保育料)基準額表」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所に入所している場合に、2人目以降の保育料を軽減しているところであるが、今回新たに兄弟が幼稚園や認定こども園に入所している保育所児も多子軽減の対象に含めることにより、保育料の軽減を図る。

なお、軽減方法については、所得階層に応じた従来の方法を改め、

- ・ 2人目の徴収金(保育料)基準額 = 当該児童の徴収金(保育料)基準額 × 0.5
 - ・ 3人目以降の徴収金(保育料)基準額 = 当該児童の徴収金(保育料)基準額 × 0.1
- とし、兄弟数は年齢が高い順に数える。

<多子軽減の具体例>



※文部科学省においても、別添のとおり事務連絡を発出したところであり、保育料の多子軽減の実施にあたっては、幼児教育所管部局との連携を図られたい。

(6) 保育所事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算の実施要件について

平成18年度をもって乳児保育促進事業が廃止となることから、当該事業実施保育所を保育所事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算の実施要件から除外することとなる。

なお、平成19年度からは「病児・病後時保育事業（自園型）」を実施していることを要件に加える。

事 務 連 絡

平成19年2月2日

各都道府県教育委員会

幼稚園就園奨励費補助主管課担当係長 殿

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係長

平成19年度幼稚園就園奨励費補助金予算(案)における
第2子以降の優遇措置に係る適用条件の拡充について

標記のことについて、平成19年度予算(案)においては、幼稚園就園奨励費補助金における第2子以降の優遇措置に係る適用条件を、現行の「兄・姉が幼稚園児または小学校1年生である幼稚園児」から、「兄・姉が幼稚園児または小学校1・2年生である幼稚園児」に拡充する予定であることをご連絡しているところですが、幼保連携の一層の推進を図る観点から、前述の内容に加え、「兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である幼稚園児」についても、第2子以降の優遇措置の対象とすることを予定しております。

貴都道府県教育委員会におかれましては、この事務連絡の内容を域内の市(区)町村教育委員会に周知していただきますようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係 担当 松下

電話：03-5253-4111 (内線2374)

03-6734-2374 (直通)

F A X : 03-6734-3736

「兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である
幼稚園児」の第2子以降の優遇措置の取扱いについて

- 兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である幼稚園児の保育料の保護者負担割合については、原則として、兄弟姉妹の同時就園の場合に適用される「従来条件」（第1子[1.0]、第2子[0.7]、第3子以降[0.2]）を適用することとします。

【例1】

保育所児(5歳/長女)	(1.0)①
幼稚園年中組(4歳/長男)	0.7 ②
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.2 ③

【例2】

認定こども園 [幼稚園年長組](5歳/長男)	1.0 ①
幼稚園年中組(4歳/長女)	0.7 ②
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.2 ③

【例3】

認定こども園 [幼稚園年長組](5歳/長女)	1.0 ①
認定こども園 [保育所児](4歳/次女)	(0.5)②
認定こども園 [幼稚園年少組](3歳/長男)	0.2 ③

※()書きの負担割合は、保育所運営費国庫負担金における保育料の保護者負担割合（以下同じ）
※丸数字はそれぞれの事例における数え方（①：第1子、②：第2子、③：第3子）（以下同じ）

- 兄・姉が認定こども園の認定を受けた認可外保育施設に入所している場合についても、その弟・妹が幼稚園児である場合には、第2子以降の優遇措置の対象となります。

【例4】

認定こども園 [認可外保育施設](4歳/長男)	(-)①
幼稚園年少組(3歳/長女)	0.7 ②

【例5】

認定こども園 [認可外保育施設](4歳/長女)	(-)①
認定こども園 [幼稚園年少組](3歳/長男)	0.7 ②

【例6】

認可外保育施設(4歳/長女)	(-)
幼稚園年少組(3歳/次女)	1.0 ①

※(-)は、幼稚園就園奨励費補助金及び保育所運営費国庫負担金のいずれの支給対象にもならない者（以下同じ）

- 兄・姉に小学校2年生と保育所児の両方を持つ幼稚園児など、「従来条件」と「新条件」の両方に該当する場合は、これまでの取扱いと同様に、当該世帯の保護者負担額総額を両条件で比較し、保護者負担が低くなる条件を選択するよう各市(区)町村で適切に対応願います（同一世帯での両条件の組み合わせは出来ません。）

【例7】従来条件を適用するケース

区 分	従来条件	新条件
小学校1年生(6歳/長女)	(-)	(-)①
保育所児(5歳/長男)	(1.0)①	(1.0)①
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.7 ②	0.8 ③

【例8】新条件を適用するケース

区 分	従来条件	新条件
小学校1年生(6歳/長女)	(-)	(-)①
幼稚園年長組(5歳/次男)	1.0 ①	0.9 ②
保育所児(3歳/長女)	(0.5)②	(0.5)②

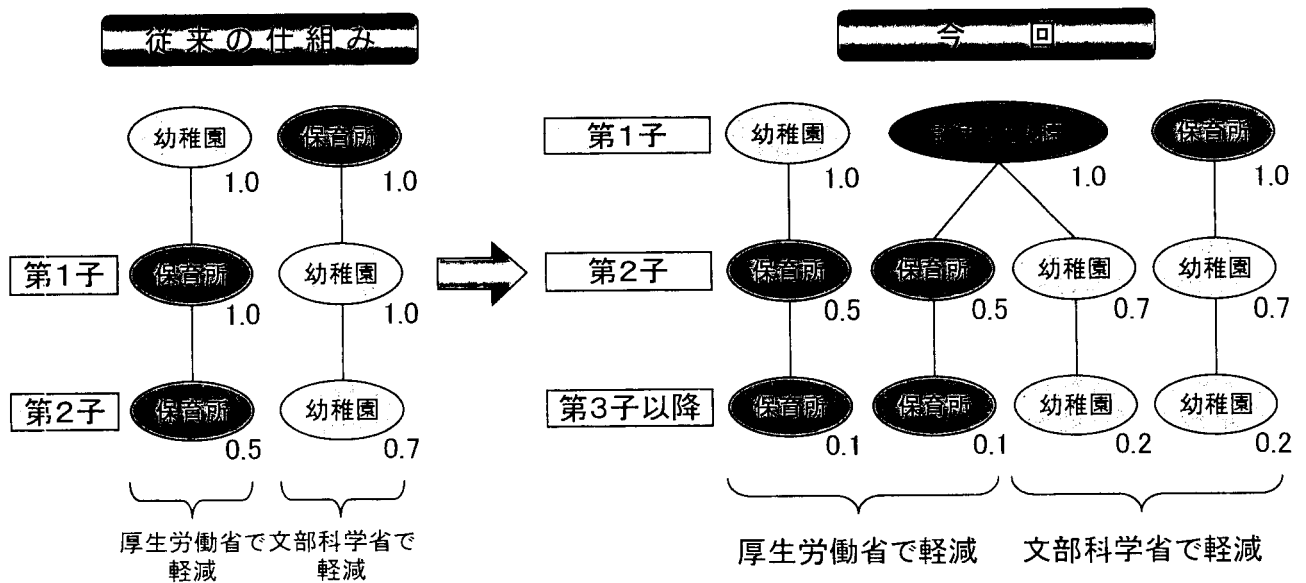
※保育所運営費国庫負担金においては、小学校1・2年生の兄・姉を多子軽減の算定対象人員に含まない。

保育料の多子軽減について

幼稚園就園奨励費補助金においては、現在、同一世帯から2人以上同時に幼稚園に就園している場合の保育料（保護者負担）は、第1子を1.0とすると第2子は0.7、第3子以降は0.2に軽減している。

一方、保育所運営費国庫負担金においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所を利用している場合の保育料（保護者負担）は、第1子を1.0とすると第2子は0.5、第3子以降は0.1に軽減している。

平成19年度予算(案)においては、幼保連携の一層の推進を図る観点から、同一世帯から幼稚園、保育所及び認定こども園を利用している幼児全てを多子軽減の算定対象人数に含めることとし、第2子以降の保護者負担を軽減する。



【例：3人兄弟の場合における幼稚園就園奨励費の保護者負担割合】

《例1》

保育所児(5歳の長女)	(1.0)
幼稚園年中組(4歳の長男)	0.7
幼稚園年少組(3歳の次男)	0.2

《例2》

認定こども園 [幼稚園年長組](5歳の長男)	1.0
幼稚園年中組(4歳の長女)	0.7
幼稚園年少組(3歳の次男)	0.2

《例3》

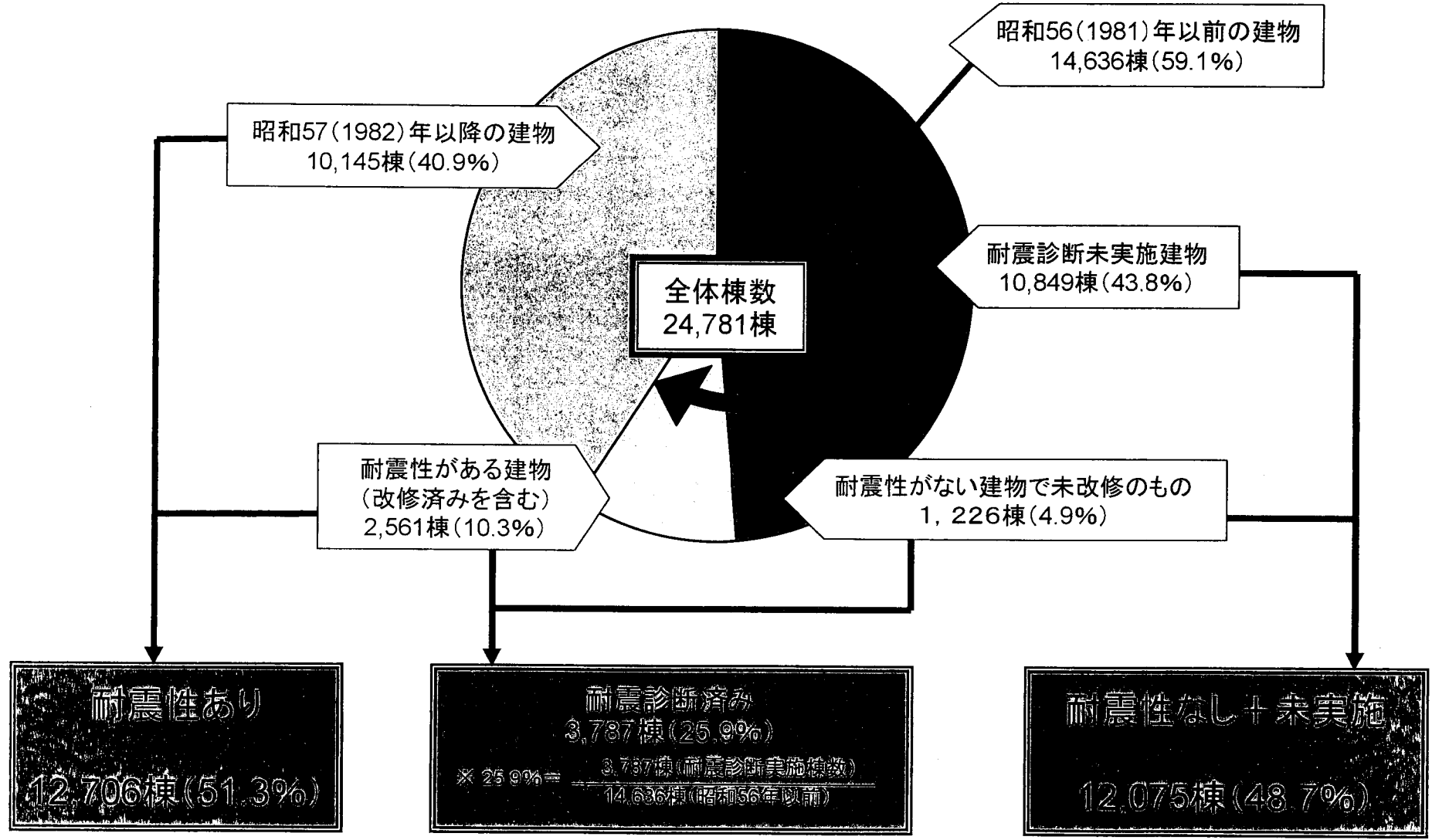
認定こども園 [幼稚園年長組](5歳の長女)	1.0
認定こども園 [保育所児](4歳の次女)	(0.5)
幼稚園年少組(3歳の長男)	0.2

(注) () 書きの負担割合は、保育所運営費国庫負担金における保育料の保護者負担割合。

※上記のほか、幼稚園においては、小学校1・2年生に兄・姉を有する園児も第2子以降の優遇措置の対象となる。

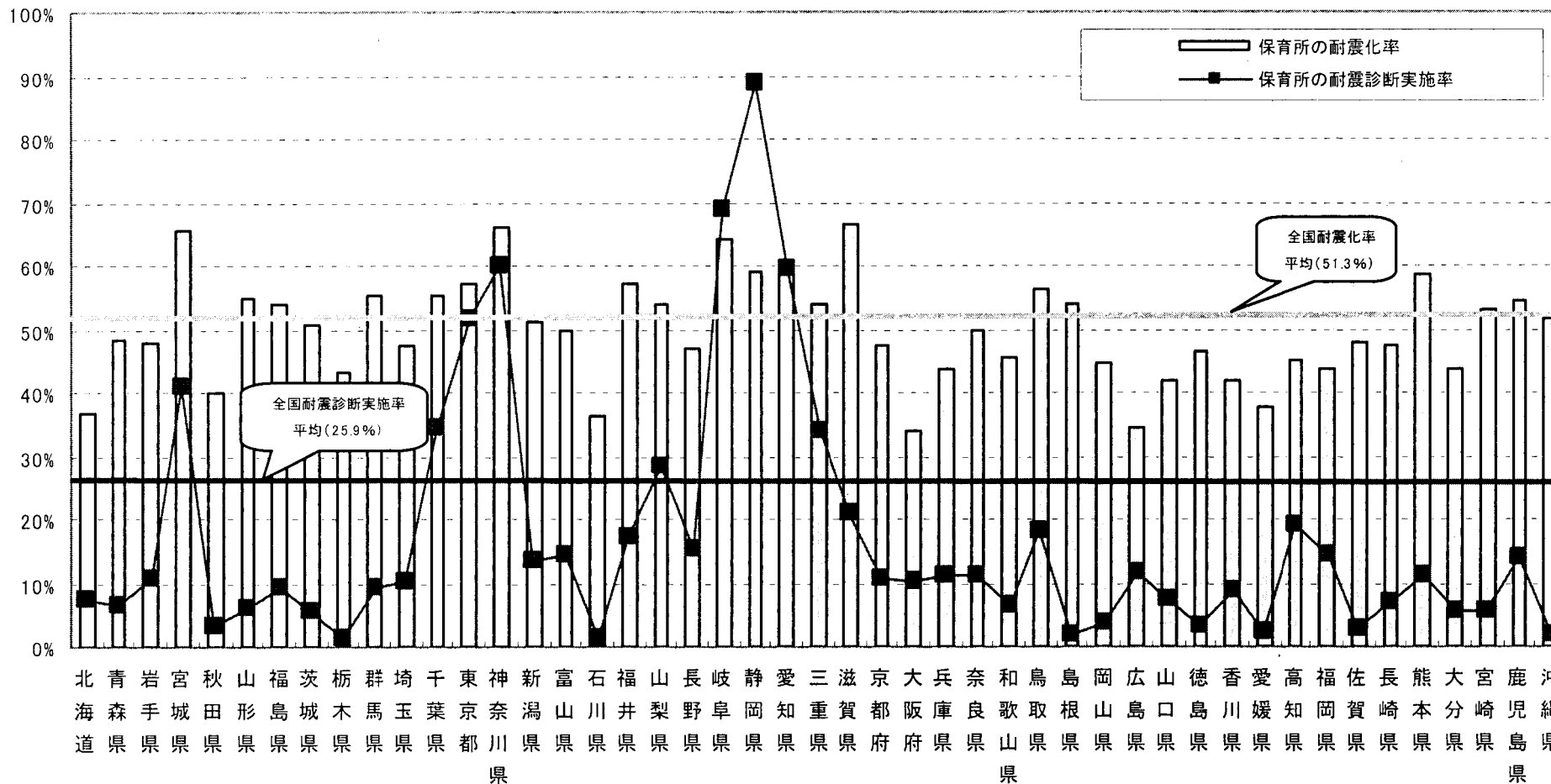
平成18年4月1日現在

平成18(2006)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



保育所の耐震化の状況 <都道府県分>

平成18年4月1日現在



保育所の耐震化の状況 <指定都市・中核市分>

平成18年4月1日現在

